

四日市市訓令第5号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市消防長専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市消防長専決規程の一部を改正する規程

四日市市消防長専決規程（昭和59年四日市市訓令第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決事項)</p> <p>第2条 消防長の専決事項は、次に掲げるもののほか、四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）別表第1に定める部長専決区分に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>消防団に関する事(消防団長の任命に関する事を除く。)</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第2条 消防長の専決事項は、次に掲げるもののほか、四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）別表第1に定める部長専決区分に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>消防団員の任命の承認に関する事。</u></p> <p>(2) <u>消防団長及び副団長の市外、市内出張命令に関する事。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(消防本部総務課)